

# 安全報告書



おおさか東線 淀川（赤川）橋りょう付近

2019



大阪外環状鉄道株式会社

Osaka Soto-Kanjo Railway Co.,Ltd

## はじめに

平素は当社鉄道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当社は、城東貨物線を複線・電化するとともに、新大阪への連絡線を新設し、新大阪駅から大阪東部地域を経て関西線の久宝寺駅にいたる旅客線を整備するおおさか東線建設事業を1996年以来進めて参りました。この度、2019年3月16日に新大阪～放出間が開業し、既開業区間である放出～久宝寺間と併せて全線開業しました。

おおさか東線は、当社が第三種鉄道事業者として施設を保有し、第二種鉄道事業者の西日本旅客鉄道株式会社が旅客輸送業務及び施設の保守管理を、同じく第二種鉄道事業者である日本貨物鉄道株式会社が貨物輸送業務を行っております。両社とはおおさか東線の使用及び運営に係わる基本協定を締結しており、おおさか東線の鉄道事業の継続的かつ円滑な運営を確保することを目的とし、その達成のために相互に誠意をもって協力することとしており、今後とも両社と連携を図りながら第三種鉄道事業者としての事業運営に万全を期していく所存です。

この「安全報告書」は、鉄道事業法第19条の4に基づき、2018年度の当社における安全性向上に向けた取組について公表するものです。

2019年 9月

大阪外環状鉄道株式会社  
代表取締役 野本 康憲



## 1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

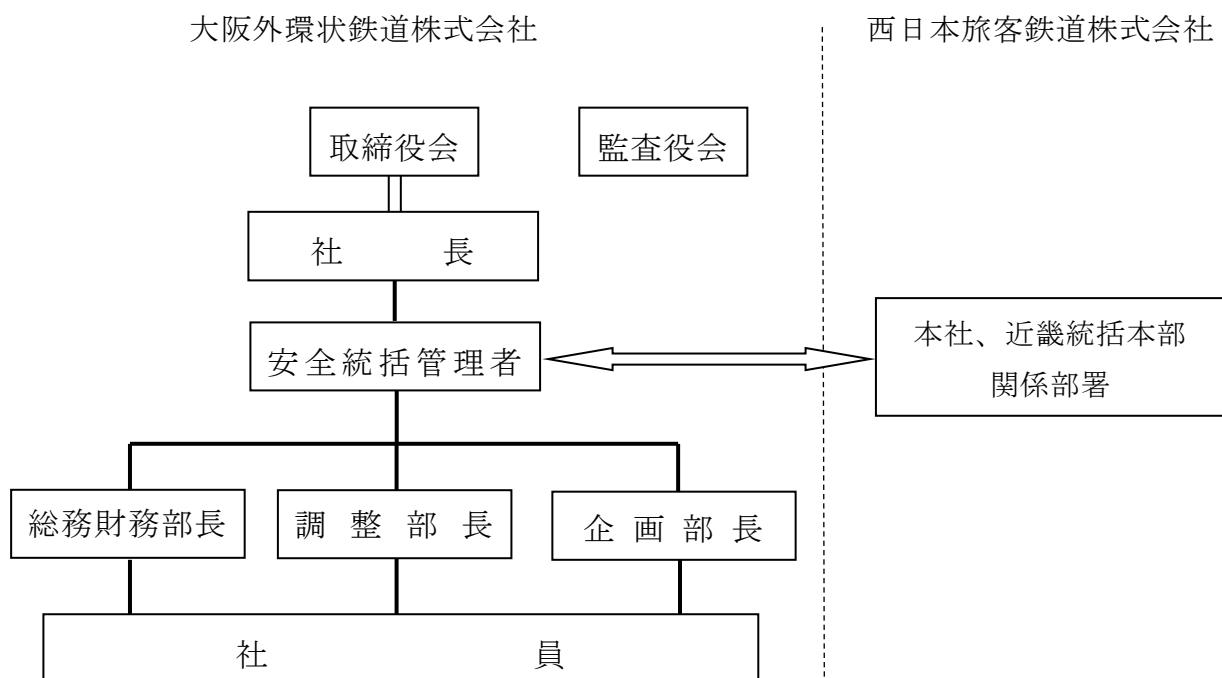
当社では、安全の確保に関する方針を、以下のとおり定めています。

「安全基本方針」

- (1) 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、第二種鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の事業の円滑な運営に協力するものとする。
- (2) 社長、役員及び社員の行動規範は、次のとおりとする。
  - ① 一致協力して輸送の安全確保に努める。
  - ② 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
  - ③ 災害、事故等が発生したときは、当社及び西日本旅客鉄道株式会社は相互に情報伝達を行い、適切な対応を行う。
  - ④ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
  - ⑤ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

## 2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的事項

当社では、安全の確保に関する体制を次のとおり定めています。



2019年9月26日現在

「安全管理体制図」に示す各々の責任者の役割及び権限は、下記のとおりです。

社 長：輸送の安全確保に関する最終的な責任を負うものとする。

安全統括管理者：輸送の安全確保に関する業務を統括する。

企画部長：安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設の安全に関する事項（調整部長の掌理する範囲を除く。）を掌理する。

調整部長：財産管理に伴う第三者との協議、申請、届出等に関する事項を掌理する。

総務財務部長：輸送の安全に必要な要員・財務及び高架下貸付に係る施設、用地等の管理に関する事項を掌理する。

### 3. 事故等の報告並びに再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置

2018年度、当社の施設において、第三種鉄道事業者として報告すべき事故、災害、インシデントはありません。

※インシデント：事故には至らなかったが、適切な処理が行われないと事故になる可能性がある事象。

### 4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

#### (1) 第二種鉄道事業者との連携

当社は、第二種鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社と使用及び運営に係わる基本協定を締結したうえで、相互に連携して以下の取り組みを行っています。

- ①鉄道施設の安全確保の確認のため、施設の保守管理を担う西日本旅客鉄道株式会社から、鉄道施設の検査計画・実績報告を受け、安全性を確認しています。
- ②2017年度より耐震補強工事を実施しています。2018年度はラーメン高架橋のコンクリート柱72本、落橋防止14連の補強を完了しました。
- ③当社と第二種鉄道事業者との間で、安全統括管理者が、鉄道施設の維持管理等に関する意見交換を定期的に行っています。
- ④輸送に係る安全活動として、西日本旅客鉄道株式会社が実施するお客様救済訓練等に参加しました。



2019年3月29日 新大阪～放出間においてお客様救済を目的とした実車訓練を実施

⑤ 2018年度は線路に近接する工事の事前協議を19件受けており、列車運行の安全を確保するため、西日本旅客鉄道株式会社と連携を図りながら、適切な対応にて工事を進めるように指導しております。

(2) 行政指導等に対する措置の状況

① 2019年3月には、国土交通省近畿運輸局による北区間開業前の保安監査を西日本旅客鉄道株式会社とともに受検しましたが、特段の指摘・指導事項はありませんでした。

## 5. 輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

特にありません。

## 6. 今後の安全確保の方針

列車の運行及び施設の保守管理については、西日本旅客鉄道株式会社が行っておりますが、当社においても、引き続き安全管理体制を維持し、第二種鉄道事業者との連携を図りながら安全確保に努めてまいります。